

## 議案第67号

### 財産を無償で貸し付けること（内港地区ふ頭用地）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	境港市浜ノ町112番地先から同市栄町20番地先まで	20,643.97平方メートル

#### 2 相手方

境港市大正町215番地

境港管理組合

#### 3 貸付期間

平成20年4月1日から平成30年3月31日まで

#### 4 理 由

境港の内港地区のふ頭の用に供するための土地を境港管理組合に無償で貸し付けてきたところであるが、貸付期間が満了するため貸付期間の更新を行おうとするものである。